

[近世時代]

史料を通して見る宮古の船々

館長（学芸員）砂川玄正

1、はじめに

近世時代の宮古に関する史料に、早船・春立船・仲立船・後立船・重早船・馬艦船・大和船・運漕船・多良間船・楷立船・水納船・剥舟（はぎ舟）など、種々の船隻の名称が見える。その内、早船・春立船・仲立船・後立船・重早船・馬艦船・大和船・運漕船・多良間船などは公用に充当された船々である。早船・春立船・仲立船・後立船・重早船は宮古の地船で公用・定納船に充当（後立船・重早船は経費節減を理由に1857年に廃止される）、馬艦船・大和船・運漕船は上納穀物やその他の積荷を運搬するため琉球の宮古蔵で雇船した船（宮古の貢船は異形で重いとの理由から1730年以降は馬艦船等の雇船となる）、多良間船は主に多良間島と宮古島を往還・水納船は主に水納島と多良間島を往還し、上納物運搬及び公用に充当された船、楷立船は主に上国並び多良間島・八重山方面への船、剥舟は宮古島で造船或いは琉球から購入してきた村所有・個人所有の舟である。

馬艦船・大和船・運漕船は3月に宮古に到着し、宮古の上納穀物・便乗荷物を積み、早船、御用物・御用布を積んだ春立船と共に4月中に宮古を出航した。仲立船は4～5月、後立船・重早船は5～6月に諸々の公用のため宮古を出航した。これらの船々は4月～6月の南の順風を利用して琉球へ渡航し、数か月琉球に滞在した。滞在中、役人たちは宮古蔵に上納を済ませ、王府における諸々の公用を果たした後、蔵元番所用・島用の必需品を購入して地船に積み込み、9月～10月、北の季節風を利用して宮古へ帰島した。それ故、宮古では3月に宮古へ向かう馬艦船・大和船・運漕船を迎えるため、3月1日から船々が到着するまでの一定期間、更に公用を終えて宮古に向かう地船（早船・春立船・仲立船・後立船・重早船）を迎えるため、9月1日（15日）から船々が到着するまでの一定期間、池間村・狩俣村・平安名村に、毎夜、待立火を灯し続け船々への目印とした。海上に船影が現れると大神島の崎浜に烽火があがり、池間島からは飛船で狩俣村へ、狩俣村からは早馬が出されて船々の帰島が蔵元へ伝達された。伝達を受けると居合わせた役人たちは全員蔵元に揃って拝伏し、帰島する船々・役人たちを出迎えるシステムがあった。

この項では、上記の船舶等について、更にその造船手続や船舶の規模・帆数と積荷積載高・乗組員数・乗船人数・船舶の検査・科罰など、限られた史料の中の抜粋要約であるがこれを基にこれら船舶に関わる種々の規定等を少しでも明らかにしたい。

2、造船手続き

官船を除く全ての船舶は山奉行所において支配し、造船にあたっては山林取締りのため『山奉行所公事帳』『船舶取締帳』などで細密な規制や注意を加え、造船許可については山奉行の許可を得て造船用木材の調達を行っていた。

◎『山奉行所公事帳』 乾隆16年（1751年）

①官船を除く、那霸・泊の馬艦船並び諸間切・諸島地船は6反帆以下とし、楷木寸法帳を提出させこれを調査する。

「頃年大木有少唐船・楷船楷木差支候付、那霸泊馬艦船并諸間切諸島地船六反帆以下被召定、御船手早舟・渡地舟・爬龍舟寸法帳被下置候間、右作事楷木申請候節寸法帳表調方可申渡事」

〔近年、大木が少なく唐船・楷船の楷木に支障をきたしているので、那霸・泊の馬艦船並びに諸間切・離島の地船は6反帆以下と定め、御船手より早舟・渡地舟・爬龍舟の寸法帳を渡して置くので、右造船の楷木申請があった場合には寸法帳表の調べ方を申し渡すべきこと。〕

②馬艦船の造船許可書が届いたら寸法帳表を作成させ、検者・地頭代・惣山頭は立ち合って寸法（長・尺）の照合検査を行い、相違の有無を船手奉行に報告する。

「馬艦船作事御印紙到来候はば、寸法帳表調方申渡、所之検者地頭代惣山頭立合長尺相糾させ、御船手奉行へ問合申越候、尤櫓櫓楫是又御印紙を以相達且櫓之儀御用木よ里可被下候」

〔馬艦船の造船許可書が届いたら、寸法帳表の調べ方を申し渡し、その地の検者・地頭代・惣山頭は立ち合って寸法（長・尺）を相糾し、御船手奉行へ報告すること。尤も帆柱・櫓（ろ）・楫（かじ）も又許可書を以て調達し、内、帆柱は御用木より与えるべきこと。〕

③各間切の地船を新造する時には、サバクリの書付（願書）を検者・山奉行筆者の連署で以て山奉行へ提出し、山奉行は実地検査を行った上でこれを許可する。

「山奉行構間切之船作事之時、さはくり書付に検者山奉行筆者次書にて差出候はば、本船見届山奉行次書御印紙を以作事申渡、奉行并筆者検者地頭代惣山当所之掟頭差出寸法相糾、櫓櫓楫迄焼印可仕事」

〔山奉行所管の間切の造船の時、さはくりの願書に検者・山奉行筆者の連署で提出した
ら、本船を実地検査して、山奉行連署の許可書を以て造船を申し渡し、奉行・筆者・
検者・地頭代・惣山当・掟頭は、提出された寸法を検査して帆柱・櫓・楫に至るまで
焼印を施すべきこと〕

④剥小舟（サバニ）は山奉行の権限で造船を許可する。

「山奉行構間切之舟櫓楫之儀は山奉行見切を以相達可申事。」

〔山奉行所管の間切の小舟・櫓・楫は山奉行の権限で以て許可すべきこと〕

「はげ小舟、船長四尋壱尺ヒ八寸以下中差渡參尺五寸迄、山奉行承届作事申付、焼印を
以商売共可差通候」

〔剥小舟は、船長（船底長さ）4尋1尺（約6.36m）・高さ8寸（約0.24m）以下、中
央横幅3尺5寸（約1.06m）迄は山奉行の決裁で造船を申し付け、焼印を施して商売
などに供すべきこと。〕

⑤船舶解体の時は、山奉行筆者・検者はこれを検査し、未だ役立つ木材を調べて「楷木
入目帳」に記入し、焼印を施してある棚板などは印を削り取ること。

「山奉行構間切之舟はげ替之訴相済候はば、山奉行筆者検者見届解させ、用立候分は楷
木入目帳外書仕、尤焼印仕置候棚板は奉行目前にて印削捨可申事。」

〔山奉行所管の間切の舟で改造の申請が済んだ場合には、山奉行筆者・検者は検査して
解体させ、まだ使用できる楷木は「楷木入目帳」に外書きし、焼印してある棚板は奉
行の目前で印を削り捨てるべきこと〕

◎『船舶取締調書』明治17年（1884年）

①船舶を新造・更造・修繕する時には、那霸・久米・泊村はその願書に船手奉行の決裁
を受け、これを山奉行に差し出し、山奉行は調査の上これを物奉行に提出し三司官の
伺いを経た上で許可する。

②国頭地方の船舶は所管の山奉行の権限で製造・修繕させ、後で藩庁へ届け出る。

③中頭・島尻地方並び各島は所管の吏員の決裁を以て願書を出し、山奉行は調査の上で
これ許可し、後で藩庁へ届け出る。

※那霸・久米・泊村の馬艦船は物奉行を経て三司官の許可を受け、その他の船舶は山奉
行の権限で造船修繕を許可するシステムとなっていた。

3、船舶の烙印（焼印）

①上記の手続きにより新造船を落成した時は、山奉行以下諸役人は規定の寸尺を検査し、檣（帆柱）櫓（ろ）楫（かじ）から積足（船足・積量）に至るまで烙印（焼印）を施して、若しもこれを損傷した船があった場合には改めて烙印（焼印）を受けさせた。

◎『山奉行公事帳』

「山奉行構間切之船作事之時、さはくり書付に檢者・山奉行筆者次書にて差出候はば本船見届、山奉行次書御印紙を以て作事申渡、奉行并筆者・檢者・地頭代・惣山當・所之掟頭差出寸法相糾、檣・櫓・楫迄焼印仕事」

〔山奉行所管の間切の造船の時、さはくりの願書に檢者・山奉行筆者の連署で提出したら、本船を実地検査して、山奉行連署の許可書を以て造船を申し渡し、奉行・筆者・檢者・地頭代・惣山當・掟頭は、提出された寸法を検査して帆柱・櫓・楫に至るまで焼印を施すべきこと。〕

◎『船舶改方規模帳』 雍正13年（1735年）

「船足焼印ヲ以定メ置・・・若焼印相損候船於有之ハ早速御船手へ申出焼印候様・・・」
〔船足焼印（積載量限度の印）を定めておき・・・若し焼印の損傷している船があれば、早速、御船手奉行へ申し出て焼印する様・・・〕

◎『宮古藏元公事帳』

②諸船の焼印（積載量制限の焼印）を施す位置は、かんたん（船の中差渡し）の艤（へさき=船首）外側の端、かんたんの上端から下へ6寸目（約18cm）の箇所に施した。

「船々焼印の仕様、かんたん艤表の涯、かんたん上涯より下六寸目仕付候由、乾隆二十年亥被仰渡候事」

〔諸船の焼印の仕様は、かんたん（船の中差渡し）舳先（船首）表側の端、かんたんの上端より下へ6寸目（約18cm）に施す様、乾隆20年（1755年）に仰せ渡されている。〕

4、船舶の制限、定数、帆数、積載高・乗組員

①船舶の定数は那覇・首里・久米・泊村4か村を始め、各諸島・村に至るまでこれを定め、それ以外に造船することを禁じた。

②諸間切・島・村において製造できる船舶は全て6反帆以下とした。

※「諸間切島村地船ハ六反帆以下トシ楷木寸法帳ナルモノを差出サシメ之を調査スルコト」（『山奉行所公事帳』）

※「各間切各島ハ六反帆以下造船成規ニテ候事」(『船舶取締取調書』)

③帆数・積載高は、6反帆を100石とし、100石以下40石までの船舶は1反帆に付き20石下がりとし、100石以上300石までは1反帆に付き40石上がりとした。又、乗組員の人数は1反帆につき1.7部人とした。

※「積高百石ニ付 帆六反例」

但、百石ヨリ四拾石迄者式拾石付壹反サカリ、百石ヨリ以上三百石迄ハ四拾石ニ付壹反上リ、規帆相改割符ヲ以諸船落着之上相究候事。人数者帆壹反ニ付壹人七分宛例。」(『富川親方宮古島仕上世座例帳』)

〔積載高は100石に付き6反帆を基準とする。〕

但し、100石より40石までは20石に付き1反下がり、100石から300石までは40石に付き1反上がり、帆規定を改め割り付けるので諸船とも落ち着いて熟慮する事。乗組員は帆1反に付き1.7部人を基準とする。〕

(例)

※6反帆船=積載高100石を基準とする。

(イ) 100石以下は1反帆につき20石下がり。

・4反帆船=積載高60石となる。

$$[100\text{石} - (6\text{反帆} - 4\text{反帆}) \times 20\text{石}] = 100\text{石} - 40\text{石} = \text{積載高 } 60\text{石}$$

・積載高80石船=5反帆船となる。

$$[6\text{反帆} - (100\text{石} - 80\text{石}) \div 20\text{石}] = 6\text{反帆} - 1\text{反帆} = 5\text{反帆}$$

(ロ) 100石以上は1反帆につき40石上がり。

・11反帆船=積載高300石となる。

$$[100\text{石} + (11\text{反帆} - 6\text{反帆}) \times 40\text{石}] = 100\text{石} + 200\text{石} = 300\text{石}$$

・積載高340石船=12反帆船となる。

$$[6\text{反帆} + (340\text{石} - 100\text{石}) \div 40\text{石}] = 6\text{反帆} + 6\text{反帆} = 12\text{反帆}$$

(例)

※乗組員は、帆1反に付き1人7分(1.7部人)を基準とする。

(イ) 12反帆馬艦船=乗組員20人~21人

$$(12\text{反帆} \times 1.7\text{部人} = 20.4\text{人} = 20\text{人} \sim 21\text{人})$$

(ロ) 6反帆船=乗組員10人~11人

$$(6\text{反帆} \times 1.7\text{部人} = 10.2\text{人} = 10\text{人} \sim 11\text{人})$$

◎『富川親方宮古島仕上世座例帳』

御当地運送之船々積高並船中人数定事（琉球馬艦船）

一、積高百石二付 帆六反例

但、百石ヨリ四拾石迄者武拾石付壹反サカリ、百石ヨリ以上三百石迄ハ四拾石ニ付壹反上リ、規帆相改割符ヲ以諸船落着之上相究候事。人数者帆壹反ニ付壹人七分宛例。

琉球馬艦船積載高

乗組員人数

1 2 反帆馬艦船=積石 3 4 0 石・・・乗組員 2 0 人~2 1 人

1 1 反帆馬艦船=積石 3 0 0 石・・・乗組員 1 8 人~1 9 人

1 0 反帆馬艦船=積石 2 6 0 石・・・乗組員 1 7 人

9 反帆馬艦船=積石 2 2 0 石・・・乗組員 1 5 人~1 6 人

8 反帆馬艦船=積石 1 8 0 石・・・乗組員 1 3 人~1 4 人

7 反帆馬艦船=積石 1 4 0 石・・・乗組員 1 1 人~1 2 人

6 反帆馬艦船=積石 1 0 0 石・・・乗組員 1 0 人~1 1 人

5 反帆馬艦船=積石 8 0 石・・・乗組員 8 人~9 人

5、諸船の造船規模規定

①船舶を製造するには諸船とも規定の寸尺法があり、「カワラ=船=船底の長さ」

「カンダン=船の中差渡しの横幅」の長さが定められていた。

②琉球の馬艦船（運送船）の規模

馬艦船の規模	カワラ（船=船底の長さ）	カンダン（船の横幅）
※ 1 2 反帆馬艦船	船底長さ 1 2 尋 (18.20m)	・横幅 3 尋 4 尺 (5.75m)
1 1 反帆馬艦船	船底長さ 1 1 尋 2 尺 (17.27m)	・横幅 3 尋 3 尺 4 寸 (5.57m)
1 0 反帆馬艦船	船底長さ 1 0 尋 4 尺 (16.36m)	・横幅 3 尋 2 尺 8 寸 (5.39m)
9 反帆馬艦船	船底長さ 1 0 尋 1 尺 (15.45m)	・横幅 3 尋 2 尺 2 寸 (5.21m)
8 反帆馬艦船	船底長さ 9 尋 3 尺 (14.54m)	・横幅 3 尋 1 尺 6 寸 (5.02m)
7 反帆馬艦船	船底長さ 9 尋 (16.63m)	・横幅 3 尋 1 尺 (4.84m)
6 反帆馬艦船	船底長さ 8 尋 (12.12m)	・横幅 2 尋 4 尺 (4.24m)
5 反帆馬艦船	船底長さ 7 尋 (10.60m)	・横幅 2 尋 2 尺 5 寸 (3.78m)
4 反帆馬艦船	船底長さ 5 尋 3 尺 (8.48m)	・横幅 2 尋 5 寸 (3.18m)
3 反帆馬艦船	船底長さ 5 尋 (7.57m)	・横幅 2 尋 (3.03m)

③その他の船の規模規定

四棚船	船底長さ	4 尋 4 尺 (7.27m)	・横幅	7 尺 5 寸 (2.27m)
剥小舟	船底長さ	4 尋 1 尺 (6.36m)	・横幅	3 尺 5 寸 (1.06m)

6、宮古の諸船積載高

◎ 1 2 反帆定納船	積載高	340石（春立船・仲立船・後立船・早船）
1 0 反帆多良間船	積載高	80石（多良間島から宮古島への定納船）
7 反帆楷立船	積載高	7石5斗（上国・多良間島・八重山、住還用）
5 反帆水納船	積載高	7石5斗（水納島・多良間島、住還用）
4 反帆船	積載高	5石
クリ舟	積載高	1石

7、諸船の乗組員・乗船人数

イ、春立船

- 一、頭壱人・与人壱人・藏筆者壱人・目差壱人、合四人。
- 一、頭供四人内式人二方・式人附加子、与人供式人内壱人二方・壱人附加子、藏筆者供壱人附加子、目差供一人附加子、船筑供壱人附加子、合九人。
- 一、船筑壱人・通事式人・船佐事三人・定加子拾式人・池間前里二ヶ村ヨリ御物番式人加子式人、大地中合式拾式人。

附一、当分雇船ニ付召留候得共、其通ニ而者御当地江船乗筋不案内相成且御用布御用物上納之砌差支候吟味ニ而、毎年池間前里両村ヨリ加子五人差登来候付地船致佐事候者是迄之通佐免候也。

〔当分は雇船なので禁止してあるが、その通りだと琉球への航路が不案内となり、且つ御用布・御用物の上納に支障があるので吟味の結果、毎年、池間・前里両村から加子5人を上国させ佐事を勤めさせることはこれまで通り許可する。〕

- 一、御物番式人毎年可差登候也。

〔御物番として2人、毎年上国させるべきこと。〕

ロ、仲立船

- 一、首里大屋子壱人・目差壱人・若文子壱人、合三人。

但若文子之儀、当分後立船召留右船持前之御用仲立船請込相成候付相重候。

〔但し、若文子については、当分、後立船を禁止して後立船の御用物は仲立船に積み込むことになっているので、後立船の若文子分は仲立船の若文子人数に加増する。〕

- 一、首里大屋子共式人内壱人二方・壱人附加子、目差共壱人附加子、若文子供壱人附加子、船筑供壱人附加子、合五人。

附一、当分雇船ニ付召留候得共、其通ニ而者御当地江船乗筋不案内相成且御用布御用物上納之砌差支候吟味ニ而、毎年池間前里両村ヨリ加子三人差登来候付地船致佐事候

間者是迄之通佐免候也。

〔当分は雇船なので禁止してあるが、その通りだと琉球への航路が不案内となり、且つ御用布・御用物の上納に支障がでるとの吟味の結果、毎年、池間・前里両村から加子3人を上国させ佐事を勤めさせることはこれまで通り許可する。〕

一、御物番式人毎年可差登候也。

〔御物番として2人、毎年上国させるべきこと。〕

ハ、早船

一、与人壱人・若文子壱人、合式人。

一、与人供式人中壱人二方・壱人附加子、若文子供壱人附加子、船筑供壱人附加子、合四人。

一、船筑通事以下加子・御物番、春立船同断式拾式人。

附 当分雇船二付御物番式人之外者可召留候也。

〔当分は雇船なので御物番2人の他は禁止する。〕

ニ、多良間船拾反帆壱艘〔10反帆多良間船・1艘〕

但上国並八重山島罷渡候砌ハ船筑壱人・通事壱人・加子拾三人・御物番式人、尤應乗役人附加子多少有之候。大地江定納物積越候砌者御物番無之候也。

〔但し上国並び八重山島へ渡る際には船筑1人・通事1人・加子13人・御物番2人。尤も乗船する役人数に応じて附加子を多少つける。宮古島へ定納物を運搬する際には御物番をつける必要はない。〕

ホ、楷立船七反帆壱艘〔7反帆楷立船・1艘〕

但上国并八重山島・多良間島罷渡候砌者案内者壱人・楫取壱人・加子九人、尤乗役人応じ附加子多数有之候也。

〔但し上国並び八重山島・多良間島へ渡る際には案内者1人・楫取1人・加子9人。尤も乗船する役人数に応じて附加子を多少つける。〕

ヘ、五反帆舟壱艘〔5反帆舟・1艘〕

但案内者壱人・楫取壱人・加子七人、尤應乗役人附加子多少有之候也。

〔但し案内者1人・舵取1人・加子7人、乗船する役人に応じて加子を多少つける。〕

ト、四反帆舟壱艘 但楫取壱人・加子二人。クリ舟壱艘 但加子式人・挽舟之時ハ三人。

〔4反帆舟1艘 楫取一人・加子2人。クリ舟1艘 加子2人・挽舟の時は3人。〕

※宮古の諸船乗組員・乗船人数の要約

積載高

乗組員人数

① 12 反帆定納船=積高 340 石・・・乗組員 20 人~21 人 (22 名)

イ、春立船——総勢 35 人

◎役人数=頭 1 人・与人 1 人・蔵筆者 1 人・目差 1 人=計 4 人

○供人 (同伴者)=計 9 人

頭の供 4 人 (2 人荷方・2 人附加子)、与人の供 2 人 (1 人荷方・1 人附加子)

蔵筆者の供 1 人 (附加子)、目差の供 1 人 (附加子)、船筑の供 1 人 (附加子)

◎乗組員=計 22 人

船筑 1 人・通事 2 人・船作事 3 人・定加子 12 人・御物番 2 人 (池間・前里村)

加子 2 人 (池間・前里村)

ロ、仲立船——総勢 30 人

◎役人数=首里大屋子 1 人・目差 1 人・若文子 1 人=計 3 人

○供人 (同伴者)=計 5 人

首里大屋子の供 2 人 (1 人荷方・1 人附加子)、目差の供 1 人 (附加子)、若文子

の供 1 人 (附加子)、船筑の供 1 人 (附加子)

◎乗組員=計 22 人

船筑 1 人・通事 2 人・船作事 3 人・定加子 12 人・御物番 2 人 (池間・前里村)

加子 2 人 (池間・前里村)

ハ、早 船——総勢 28 人

◎役人数=与人 1 人・若文子 1 人=計 2 人

○供人 (同伴者)=4 人

与人の供人 2 人 (1 人荷方・1 人附加子)、若文子の供人 1 人 (附加子)、船筑の

供人 1 人 (附加子)

◎乗組員=計 22 人

船筑 1 人・通事 2 人・船作事 3 人・定加子 12 人・御物番 2 人 (池間・前里村)

加子 2 人 (池間・前里村)

② 10 反帆多良間船=積載高 80 石

イ、上国並び八重山島へ航海の時 (役人+17 人)

◎役人数=未定

◎乗組員=船筑 1 人・通事 1 人・加子 13 人・御物番 2 人=17 人

※（乗船役人の数に応じて附加子を多少加える）
口、宮古島に定納物運搬の時（役人+15人）

◎役人数=未定

◎乗組員=船筑1人・通事1人・加子13人=15人

※（宮古島へ定納物運搬の時には御物番をつけない）

③7反帆楷立船=積載高17石
イ、上国並び八重山・多良間島へ航海の時（役人+11人）

◎役人数=未定

◎乗組員=案内者1人・楫取（かじ取り）1人・加子9人=11人

※（乗船役人の数に応じて附加子を多少加える）

④5反帆水納舟=積載高7石

◎役人数=未定

◎乗組員=案内者1人・楫取1人・加子7人=9人

※（乗船役人の数に応じて附加子を多少加える）

⑤4反帆舟=積載高5石

◎乗組員=楫取1人・加子2人=3人

⑥クリ舟=積載高1石

◎乗組員=加子2人・挽舟の時は加子3人

8、船舶の検査

・津口手形
全ての船舶は、航行する際には積荷その他一切の検査を行い、これに津口手形を下付し、諸港に出入りの際は必ずこれと照合した。若しも津口手形を受けずに航行した者には相当の処分が行なわれた。那覇・久米・泊村は那覇・泊の両所に船改方を設置してこれを管理し、各間切には適地に山筆者を在番させてこれの管理を行った。

・烙印検査

諸船舶の積荷検査の際には船足烙印と照合し、若し烙印がはっきりしない場合には直に再烙印を受けさせた。

9、科 罰

①造船手続きに関する科罰

イ、船舶申請なく造船した者は、船の大小を問わず船舶没収の上、科松料錢三百貫文を申し付ける。

但し、山筆者・惣山当は職務不取締りのため、科松料錢百貫文づつ、下知役以下間切役人は20貫文づつ申し付ける。

ロ、一般の船舶大小を問わず許可なく改造修繕した者は50貫文、各関係の山筆者・惣山当は一人に付き30貫文、下知役以下の役人は20貫文づつの科松料を申し付ける。

ハ、船舶新造の際は、正規の幅（船底の長さ）・カンダン（横幅の長さ）長さで製造すべき旨、関係役人連印を以て山奉行所へ願書を差し出させ、若し正規の長さを超過した場合には解船の上、船主は三百貫文、山筆者・惣山当は一人に付き百貫文、下知役以下の役人は50貫文づつの科銭を徴収する。

二、船舶製造伐木については、山奉行所において各間切柾山の盛衰を考慮して許可する正規なので、若しその願い済みの後、自由に場所を替えたり他において製造する者があれば50貫文の科松料を徴収する。

②烙印・津口手形・売買に関する科罰

イ、烙印不詳または形跡失脚した場合には50貫文の科銭を申し付ける。

ロ、烙印を偽作して押した者は船舶没収の上、三百貫文の科銭を申し付ける。

ハ、船舶烙印・津口手形のない船舶を那覇・泊港に出入りさせた場合は、各所轄船改奉行・筆者から百貫文づつの科松料を徴収する。

附 各間切において手形なき船舶へ積荷させた際は、関係役人の処分は本文同様である。

ニ、那覇・久米・泊村所有の船舶が諸浦を往復する場合でも、船舶の大小を問わず津口手形を請求して許可する正規なので、若し手形なく隠密に往復した者は六百貫文の科松料を申し付け、禁止の品を積んでいた場合は現品没収処分を行うこと。

ホ、各間切・各村所有船舶を他人と組合で製造した場合、或いは手形を貸して船舶を売り払った場合には、その村中に百貫文、地頭代・惣山当・捌庫理は一人につき30貫文、下知役・検者・山筆者は一人に付き20貫文の科銭を申し付ける。

ヘ、手形を借りて船舶を改造した者は船を没収した上、百貫文の科銭を申し付ける。

ト、若し、自由に船の売買を行って露顕した場合には、売り主・買い主とも百貫文の科松料を徴収する。

附 私有山野・村屋敷抱護の樹木でも密かに造船のため売買する者は、買い主は船を没収した上百貫文、売り主は三百貫文の科銭を申し付けること。

10、各史料に見る宮古の船々に關わる諸規定

①『与世山親方宮古島規模帳』(1768年)

一、毎年上納米之儀、一月より村々其手組申付置、大和船馬艦船下着次第積荷無滞相渡、三月より四月迄順風次第出帆可申渡事。

(対訳)

毎年の上納米について、1月から村々にその手段を申し付けておき、大和船・馬艦船が宮古に到着し次第、積荷を滞りなく渡し、3月から4月迄、順風が吹き次第出航を申し渡すべきこと。

一、地船之儀、春立仲立者四月中後立ハ五月中致上着候様諸事仕廻方差急出帆可申渡事。

(対訳)

地船について、春立船・仲立船は4月中、後立船は5月中に琉球へ到着する様、諸事の作業を急がせ出航を申し渡すべきこと。

一、其島御米漕大和船之儀、古米仕出を以可差登旨、跡々より被仰渡置候処、至頃年ニハ新米仕出相成帰帆遲立差支候儀ニ付取分亦々段々初仰渡趣有之候間、大和船並春立船仲立地船ハ勿論其外船々をも古米仕出を以早々差上候様下知方入念之事。

(対訳)

御米漕大和船について、古米出荷を以て上国すべき旨、以前から仰せ渡してあるが、近年に至っては新米出荷になりそのため帰航が遅れ支障がでてきてるので、改めて仰せ渡す。大和船並びに春立船・仲立船の地船はもとより他の船々をも古米出荷を以て早々に上国させる様、指示方には念を入れるべきこと。

一、諸船仕出方差急出帆無滞可申渡旨跡々より段々被仰渡置趣有之候処、船頭共商壳之利慾ニ相掛り何歟事寄相滯、時分後致出船間ニ洋中逢難風破損又は打荷等有之及御損失候儀多々有之、畢竟在番下知方不宜故候間猶以下知方入念、積荷等其考を以少も無手支様相渡、順風有之候へ共弁々与及滞船候ハバ屹与致差引其訛委細日記等を以御問合可申越事。

(対訳)

諸船とも出荷方を急ぎ滞りなく出航させるべき旨、以前からずっと指示してあるが、船頭達が商売の利欲に夢中になり何かにこと寄せて滞り、時間に遅れて出航するために間々、洋中において難風にあい船を破損し又は打荷（荷物を海に棄てること）などで損害を被ることも多い。畢竟、それは在番の指示方が適切でないからで、指示方には念を入れ、積荷等はその考えを以て少しも支障がない様に渡し、順風が吹いても理屈をこね

て滞船するようなことがあれば、必ずその理由を記し委細日記などを以て報告してくること。

一、諸船積荷之儀、定法之船足焼印を限積入差登候様跡々より被仰渡置候処、其守達無之焼印相過荷物太分積入打荷又ハ為乗沈船も有之由、御物御損ハ勿論題目人命ニ相係候処其勘弁無之不顧危私慾之働く甚以不可然候間、向後御法之通船足相糾浦々潮掛之節も能々気を付堅締方可申渡事。

(対訳)

1、諸船の積荷について、法で定められた「船足焼印」を限度として積み込み上国する様に以前から仰せ渡してあるが、それを守ることなく、焼印を越えて荷物を大分積込み、打荷や沈没船もあるとのこと。荷物の損失は勿論第一に人命に関わることで、その勘弁もなく危険をも顧みずに私欲の働きをすることは甚だ宜しくないことである。今後、御法の通り船足を糾し浦々に停泊する場合も能々気をつけ厳しい取り締り方を申し渡すべきこと。

一、出物御用布並御用物之儀、毎年四月中春立地船より可積登之旨跡々より段々被仰渡置候処、到頃年は地船仕出方差支馬艦船より早船相仕出積登候故、宰領役人等相付所之造作ニ相成甚以不可然候、向後、跡々之通春立地船より四月中積登候模ニ申渡候間、兼而其計得を以仕出方差急早々出帆可申渡候、若無謂も五月ニ相係リ上着候ハバ屹与可及御沙汰事。

附 切支丹改帳之儀、早々差登不申者於御当地ニ勘定方差支候間、毎年無間違春立船より可差登候也。

(対訳)

1、出物の御用布・御用物について、毎年4月中に春立地船で積み登るべき旨、以前からずっと仰せ渡されているが、近年に至っては地船で出荷するのに支障をきたし馬艦船を早船として出荷し積み登るため、宰領役人なども同乗し地域の面倒にもなって甚だ宜しくない。これからは以前の通り春立地船で4月中に積み登る規則を申し渡す。予めその計らいを以て船の出荷方を急ぎ早々に出航を申し渡すべきこと。若し理由もなく5月に入り着くようであれば必ず御処置が及ぶべきこと。

附 キリシタン改帳については早々に御当地（琉球）に届けないと勘定方に支障がでるので、毎年間違いなく春立船で届けるべきこと。

一、毎年地船三艘より所遣用物代料として積登候穀物品物売払所之用物買下り候儀、各宰領役人構之付届ニ申渡、上國之頭ニ而直段等差引承届、其支配委取メ一帳相総、構之御

物奉行江首尾申出候模ニ申渡候事。

附 所用物之内島用無之候而不叶者其考を以員數等相重可買入之処、無其儀不差物多買下、題目成島用之品致買不足候様之事共有之、不宜候間向後在番頭ニ而品員數等能々調部方可入念事。

(対訳)

1、毎年、地船3隻より所遣用物（役所の必要品）の代料として積んできた穀物・品物を売り役所用の物品を購入して帰ることについて「各宰領役人は担当の係に申し渡し、上国した頭は値段などを計算して届け、その内容を詳しく1冊の帳面に取りまとめ、担当の御物奉行に経過結果を報告する規定」を申し渡すこと。

附 地域用物品の内、島用としてこれがないと困る品は員数を増やして購入すべきなのに、その考えもなく関わりのない物を多く買い帰り、重要な島用の品を購入不足する事もある。宜しくないので今後は在番・頭で員数などの調べ方には能々念を入れるべきこと。

②『宮古島藏元公事帳』同治13年（1874年）

一、毎年春立船仲立船後立船三艘并本早船重早船都合五艘運送仕来候處、右船々宰領人共旅料旁及重大候付、翁長親方御檢使之時、一往後立船重早船ハ引取、左候テ右両艘ヨリ積登候御用布御用物ハ春立船仲立船宰領人兼務被仰付置候通可申付事。

附一、上國之頭役々、前年二月朔日可申付事。

一、春立船ヨリ頭壹人與人壹人蔵筆者壹人目差壹人、仲立船ヨリ首里大屋子壹人目差壹人、本早船ヨリ與人壹人若文子壹人差登、且早船ヨリ罷登來候若文子壹人ハ仲立船へ乗合被仰付候。

外後立船ヨリ罷登候與人壹人目差壹人ハ引取被仰付候。

(対訳)

1、毎年、春立船・仲立船・後立船の3隻並び本早船・重早船、計5隻で運送してきたが右船々の宰領人たちの旅費が大分増えているので、翁長親方御檢使の時（1857年）「一往、後立船・重早船は廃止し、右、二隻で積んできた御用布・御用物は春立船・仲立船の宰領人が兼務するよう仰せ付けられてある」通りに申し付けるべきこと。

附1、上國する頭・役々は前年の2月1日に申し付けるべきこと。

2、春立船には頭1人・与人1人・蔵筆者1人・目差1人、仲立船には首里大屋子1人・目差1人、本早船には与人1人・若文子1人で上國し、且つ早船で上國してきた若文子1人は仲立船への便乗を仰せ付けられた。他、後立船で上國してきた与人1人・目差1人は廃止を仰せ付けられた。

③『富川親方宮古島規模帳』同治13年（1874年）

一、跡々春立船仲立船後立船并本早船重早船都合五艘差登來候処、右船々宰領人共旅料合力米等過分ノ穀高ニ相及、島中疲勞ノ砌及難儀候譯ヲ以、後立船重早船ハ引取、右両船ヨリ積登候御用布御用物ハ、春立船仲立船宰領人兼務可申付事。
附、諸御用布之内、調方遅春立船仲立船出帆間ニ合不申節ハ、御米漕船頭へ相渡差登、上國ノ役々ニテ可為致上納候也。

（対訳）

1、以前は春立船・仲立船・後立船並び本早船・重早船の計5艘で上国してきたが、右船々の宰領人達の旅費・合力米等が過分の穀高に及び、島中疲勞のみぎり難儀に及んでるので、後立船・重早船は廃止し、右の2船で積んできた御用布・御用物は春立船・仲立船の宰領人に兼務を申し付けるべきこと。

附、諸御用布之内、調達が遅れ春立船・仲立船の出航に間に合わない時は、御米漕船頭に渡して差し登り、上国している役人達で上納いたすべきこと。

一、春立船ノ儀、御用布御用物等積入登遅相成候テハ甚御用支相成事候間、仕出方差急四月中積登候様、若無謂五月ニ掛リ上着候ハバ可及御沙汰事。

（対訳）

1、春立船について、御用布・御用物等を積んで上国するのが遅れては甚だ御用に支障が出るので、出荷方を急ぎ4月中に積み登る様、若し理由もなく5月に入って到着することがあれば御処置に及ぶべきこと。

一、早船春立船ハ四月中、仲立船ハ五月中上着致候様、諸仕廻方差急出帆可申渡事。

（対訳）

1、早船・春立船は4月中、仲立船は5月中に到着する様に諸作業を急ぎ出航を申し渡すべきこと。

一、諸船積荷ノ儀、足込候テハ僅ノ風ニモ災殃ケ間敷人命ニモ相掛至テ不輕事候間、定法ノ船足ニ不遇様勤番旁嚴重申付候上、出帆ノ当日構ノ在番筆者頭船足見分積荷致過上候ハバ構役々ハ勿論在番頭ニモ可及御沙汰事。

（対訳）

1、諸船の積荷について、積み過ぎて船足（焼印）を越えては僅かの風にも災難が起き、人命にも関わり大変なことなので、定法の船足を過ぎない様に勤務の傍ら厳重に申し付け、出航の当日には担当の在番筆者・頭は船足を検分し、積荷が過剰していた場合は担

当の役人は勿論在番・頭にも御処置が及ぶべきこと。

一、諸船仕廻方急時節能差登候様跡々ヨリ被仰渡置候処、船頭共自分仕廻ニ拘何歎ト出帆相滞、時節取後難船越年等ニテ御物御損失ハ勿論所中ノ痛剰人命ニモ相掛甚笑止ノ至候条、船頭共兼テ船手座へ召寄仰渡ノ旨無違背段証文取置御物引渡等差急、左候テ構在番筆者頭気ヲ付差引順風次第無滞為致出帆候様、自然自分仕廻等ニ拘及延引候ハバ成行御当地へ申越聊緩無之様可致下知事。

(対訳)

1、諸船とも仕事を急ぎ時節よく上国する様以前から仰せ渡されているが、船頭達は自分の仕事に関わり何かと出航を滞り、時節に遅れて難船・越年等で御物の損失は勿論、島中の痛み・あまつさえ人命にも関わり甚だ笑止の至りである。船頭達を予め船手座に召し寄せ「仰せの趣旨に違背しない」との証文を取って御物の引き渡しを急ぎ、そして担当の在番筆者・頭は気を付けて差引計算を行い、順風が吹き次第滞りなく出航させる様。自然と自分の仕事に関わり出航を引き延ばした場合にはその成行を王府へ報告しあかも緩みなき様に下知いたすべきこと。

一、船々格護方并船具ノ儀肝要成事候間隨分入念、就中天氣模様惡敷相成候ハバ仕上世構之在番筆者頭役々出張津端模ノ通精々下知方ヲ以格護可致事。

(対訳)

1、船々・船具の保管方は重要な事なので充分念を入れ、中でも天気模様が悪くなった場合には仕上世担当の在番筆者・頭・役人達は現場に出向いて「津端模=港規定」の通り精々指示を行い船々・船具の保管をいたすべきこと。

一、漲水泊ノ儀、荒場ニテ船々繩具揃兼候テハ風波荒立候節難船破船等災殃可出来候付、棕櫚黒次砂仁ノ間ニテ川掛繩八房程相調藏元へ致格護置、右体ノ節借渡サセ候様跡々仰渡置候処、其分ニテハ不足ノ由ニテ今四房重申付候間差當無支様可取計事。

(大訳)

1、漲水泊（港）は荒場なので船々の繩具を揃えておかないと、風波が荒くなつた時には難船や破船が出てくるので、「棕櫚（シュロ）黒次（クロツグ）砂仁（ゲットウ）などで川掛繩を8房準備して藏元に保管しておき右の状況の時に借用させる様」以前から仰せ渡してあるが、その分では不足との事、今4房加えるよう申し付けるので、差し当たり支障がない様に取り計らうべきこと。

一、諸船難船破船等ノ節ハ、夜中篝火相立早速漕出人命相救候儀ハ勿論、御物自物共潜揚

諸篇無手抜取計候様、跡々被仰渡置候通嚴重取守、就中狩俣池間前里三ヶ村ハ諸船往来
肝要成所候間分テ入念候様堅可致取締事。

(対訳)

1、諸船が難船・破船などになった場合は「夜中かがり火を立て船を出して人命を救助するの勿論、御物・自物などの荷物を引き揚げ、諸々に手抜きなく取り計らう様」以前から仰せ渡されている通り嚴重に守り、中でも「狩俣・池間・前里の3カ村は諸船往来の重要な所なので特に念を入れる様」嚴重に取締りを行うべきこと。

一、地船作事ノ節ハ大分ノ入料相及専差引ノ緩嚴次第船の強弱入料ノ増減相掛事候間、在番頭惣横目能々差引諸入目等委敷取メ可申越事。

(対訳)

1、地船の造船には大分の経費がかかるが、差引勘定の緩厳次第で船の強弱・経費の増減も変わるので、在番・頭・惣横目は能々差引勘定を行って諸必要品目を詳細に取り纏め報告してくること。

④『富川親方宮古島仕上座公事帳』同治13年（1874年）

一、毎年諸船仕出方之儀、在番並構之在番筆者・頭江諸事得差図相可勤事。

(対訳)

1、毎年の諸船の仕出方の儀、在番並び担当の在番筆者・頭へ諸事の指図を受けて勤務すべきこと。

一、諸船積穀之儀、古粟新粟之差分兼而相考二月朔日限差出、在番・頭印形仕置方可入念事。

(対訳)

1、諸船の積穀の儀、古粟・新粟の差し分けは予てより考えて2月1日までに差し出し、在番・頭の印形を受ける様、念を入れるべきこと。

一、馬艦之儀、五月中下着候得ハ積穀申渡、(中略)、船足・焼印見分之上、上納米并御用物無滞可積登候。若商壳之利慾掛リ時分相後候□者上納米相滯、御両国之御物御差支別御不勝手罷成甚以不可然事候故、右之模被仰定候条、右体之儀曾而無之様稠敷締方可申渡旨、乾隆二十一子年被仰下候事。

(対訳)

1、馬艦船の儀、5月中に到着したら穀物の積み込みを申し渡し、(中略)、船足・焼印

を検分の上、上納米並び御用物を滞りなく積み登らせるべきこと。若し商売の利欲にかられ時分に遅れたりすると上納米が滞り、御両国の御物に差し支え、別けて不勝手になり甚だ宜しくないので、右の規則を定められた。右の様な事がないよう厳しく取り締り方を申し渡すべき旨、1756年（乾隆21年）に仰せ下されている。

一、馬艦船頭・水主共飯米トシテ申出候得ハ、在番・頭印紙ヲ以相渡、留帳ニ印押置、積穀之砌運賃米致可差引事。

（対訳）

1、馬艦の船頭・水主共が飯米の支給を申し出た場合は、在番・頭の決裁を以て支給し、留帳に押印しておいて、穀物を積み込む際に運賃米と差し引きすべきこと。

一、御当地之船漂着又者御米漕船々破損等ニ而飯米及払底拝借願申出候節者、委細相糾謂相立候ハ壱人ニ付壱日ニ何合宛ヨリ賦立、於御当地宮古蔵江可致返上通之証文ヲ以在番中□之相渡、在番頭問合書ニモ、主従何々人・船方者乗込人数何人・何月何日ヨリ何月何日迄・日数拾日・壱人ニ付一日ニ何合先完、飯米拝借相渡候段委細肩書ヲ以可申越、左候得バ其謂人數日數等一々相糾帳面払被仰付候。若怪々処拝借相渡、問合書不委儀モ候得バ島方損ニ可被仰付段、道光二拾五年巳年被仰渡置候事。

（対訳）

1、琉球船の漂着又は御米漕船々の破損などで飯米が底をつき拝借願いがあった場合は、詳細に糾して理由が成り立てば、1人に付き1日に何合づつと計算し「琉球に於いて宮古蔵に返上致すべき」との証文を以て、在番（不明）これを支給し、在番・頭の問合書にも「主従は誰々・船方は乗り組み人数何人・何月何日より何月何日まで・日数10日・1人に付き1日に何合先づ飯米拝借を支給した」旨、詳細な肩書を以て報告すべきこと。そうすれば、その理由・人數・日數など一々糾して帳面払（拝借米の返済）を申し付ける。もしも理由が怪しいのに拝借米を支給し、問合書も詳しくない場合には島方の損失を申し付けられる旨、1845年（道光25年）に申し渡されている。

〔諸船積荷送状調様并越年之時御物付届之事〕

一、船々ヨリ差登候万上納物送状之儀、地取仕四月朔日限構之藏筆者江差出、在番頭印形ヲ以清書可相調事。

附 送状之儀、仕上世座与人目差連名仕、在番筆者頭次書・在番奥書ニ而可差登候。尤送状写宰領役江可相渡候也。

(対訳)

1、諸船で運搬する上納物の送状について、4月1日までに担当の蔵筆者へ提出し、在番頭の印形（決裁）を以て、清書し準備しておくこと。

附 送状については、仕上世座与人・目差の連名を以て行い、在番筆者・頭の次書、在番の奥書を付して上国させるべきこと。尤も送状の写しは宰領役人（責任者）に渡すべきこと。

一、御米漕船積荷送状之儀、兼テ相調置、積穀相仕舞次第在番頭印押、早々船頭共江可相渡候事。

(対訳)

1、御米漕船の積荷送状については、予め準備しておき、穀物を積み込み次第、在番・頭とも押印し、早々に船頭共へ渡すべきこと。

一、上納穀積登候船々積穀之儀、送状ニ現斤目相附可差登事。

附 送状調様左記。〔送状の様式〕

粟何百石

但壹俵ニ付弦掛飛入トシ弐盃ニ小糸五升斤目何拾何斤内俵皮何斤。

右為何御物何反帆馬艦船主何村何某・船頭何村何某江相渡差登申候。尤運賃米之儀、於當所ニ相渡置申候。以上

宮古島仕上世役何目差

何 某

月 日 何与人 相渡事

右通見届差上申候、以上。

月 日

頭

在番筆者

右通承届差上申候、以上。

月 日

在 番

何御物奉行所

右通承届差上申候、以上。

一、積荷之儀、何月何日ヨリ何日迄積仕舞候段、諸船頭証文三通宛取候而、壹通ハ扣式通者本紙、為念在番頭添書相調船頭兩人壹通可差登候。

証文調様左二記

此節積登候御米之儀、何月何日ヨリ何日迄積入、送状慥ニ受取申候。且亦、今摺ニ而御模之通升目斤目俵作相糾請取、御物之儀者惣而下積仕堅固格護仕置申候。於御国元上納之砌、濡欠等於有之者、則弁上納可仕候。為後証如斯御座候。以上。

何反帆馬艦船主何村何某船頭

月 日

何 某

仕上世座

役 人 衆

(対訳)

1、積荷については、何月何日より何日まで積み込みを終了した旨、諸船頭から証文を3通づつ受け取り、1通は控え・2通は本紙とし、念のため在番・頭の添書を1通調えて船頭兩人に渡し上國させるべきこと。

証文の様式を左に記す

この節、積み登る御米について、何月何日までに積み込んで送状を確かに受け取った。且又、今すりの粟を以て規則通りの升目・斤目の俵を作り検査の上受け取った。御物については全て下積みにし厳重に格護してある。御国元に於いて上納する際、濡れ物や不足分があった場合には、すぐに弁償し上納を致す。後日のため証文このように御座候。以上。

何反帆馬艦船主何村何某船頭

月 日

何 某

仕上世座

役 人 衆

一、楷船諸馬艦積荷仕舞置順風無之致越年候時、積入遠近無構取、初相渡置候通升目斤目取納可仕事。

(対訳)

1、楷船・諸馬艦船、積荷を終了し順風が吹かず越年する時には、積荷の遠近に構いなく取り、初めに渡しておいた通り升目・斤目を確認して収納すべきこと。

一、諸船御物積入滯船中大風之催有之候ハバ、仕上世構之在番筆者頭役々津端出張、諸船頭呼寄積荷之内三部壹又者半方程取卸、本檣相倒サセ船格護方申渡、勿論大風之節何レモ相揃、万事其格護可致候。自然濡物等出来候得ハ早速其首尾申出廃無之様能々可相計

得候。尤不人數ニ而働く方差支候得ハ諸座諸藏役人平良五ヶ村役人江申遣、何レモ立合可相勧候。風止次第御物別条有無之段承届、若濡候段申出候得ハ在番江申出、早船ニ乗込致検見、船頭不念之体相見得候ハ運賃米之内ヨリ目成サセ、惣様濡候得ハ届米者引替可相渡候。且如在無之候得ハ其段船頭ヨリ証文取、在番江首尾可申、且大風催之節役々下知ヲ不汲受災殃等出来候得ハ御物相弁候上、其御咎目可被仰付通之証文兼而可取置事。

証文之仕様左ニ記

今月何日大風為有之候得共、自船積入置候御米並御用物之儀少モ如在無御座候間、於御国元上納之砌濡欠等於有之者、御法用之通弁上納可仕、為後証如斯御座候。

以上。

何船之船頭

何月何日

何 某

仕上座

役人衆

(対訳)

1、諸船とも御物を積み込み滞船中に大風の前兆があった場合には、仕上世担当の在番筆者・頭・その他の役人は港へ出張して諸船頭を呼び寄せ、積荷の内3分の1又は半分程を取り降ろし、本帆柱を倒させて船の格護方を申し渡し、勿論、大風の際にはいづれも揃って万事にその格護を致すべきこと。自然、濡れ物等が出た場合には早速その経過結果を報告し、廃棄すべきかどうかよくよく考慮すべきこと。尤も人数不足で働きに支障がある場合には、諸座諸藏役人・平良5か村の役人を動員し、いづれも立ち会って働くべきこと。風が止み次第、御物に異状ないかどうか報告を受け、若し濡れたとの報告があった場合には在番に報告し、早船に乗り込んで検査を行い、船頭の不始末が原因と思われる場合は運賃米の内から補わせ、全て濡れてしまった場合には届米を引き替えて渡すべきこと。別に異状がない場合にはその旨船頭から証文を取り在番に経過結果を報告し、且つ大風の最中に役人らが下知に従わず災害がおきた場合には御物を弁償させた上その罪科を仰せ付けられべく、その通りの証文をあらかじめ取っておくべきこと。

証文の仕様を左に記す。

今月何日に大風があったが、自分の船に積み込んでおいた御米並びに御用物については少しも異状はない。御国元に於いて上納の際に濡れ物や不足分などがあった場合には御法の通り弁償して上納いたす。後日のため証文この如く御座候。

何船之船頭

何月何日

何 某

仕上座

役人衆

〔船破損之時御物支配方之事〕

一、上納方積船出船不仕内一之港ニ而致破損候得ハ所之可為損候。一之港ヲ致出船候而致破損候得ハ御物御損ニ可罷成候。揚荷物御物送状春立之員數筈合候得ハ、余分者荷主江可被下之事。

附 一往致出帆本之港江走戻順風相待候内逢大風破損仕候節者、他所江致着船同前之筋ニ而御物御損被仰付候間、ケ様之節早速勤番申付、濡穀モ其姿ニ而上納可仕旨、乾隆三十二年亥年被仰下候也。

(対訳)

1、上納物を積んだ船で出航しない内に一つの港で破損した場合はその地の損となる。一つの港を出航し破損した場合は御物（王府）の損となる。引き揚げた荷物は御物送状の春立分の数量を充たしたら、余分は荷主へ下さるべきこと。

附 一応出航して、再び元の港へ戻り順風を待っている内に大風にあい破損した場合は、他所へ着船したのと同様に取り扱い御物（王府）の損となっているので、その様な時には早速勤番を申し付け、濡れた穀物でもそのままの状態で上納すべき旨、1767年（乾隆32年）に仰せ下されている。

一、運漕船破損之時届分不足候得ハ仮令雖為船頭水主荷物差替、船具故実之外者可為御物候。然共中乗荷物并諸人頼物者送状並付札等慥於有之者可被下之候。送状歟付札歟壹方不慥成候得ハ御物筈合候迄者可取揚候。尤御物届目成候而モ送状手形於無之者抜物候間可取揚事。

附 中乗荷物并諸人頼物付札有之送状方無之候得ハ取揚之筈候得共、若送状致失却其段申出候得ハ在番所江申越通手形写引当無相違者荷主江可被下候也。

(対訳)

1、運漕船が破損した時、届け分に不足があった場合は例え船頭・水主と雖も荷物を差し替え、船具・食糧の他は御物（王府の物）とする。しかし、便乗して乗せた荷物や諸人の頼物は送状並び付札などが明確であれば船頭・水主に下されるべきこと。送状か付札かいづれか一方が不確かな場合は御物を充たすまでは取り上げるべきこと。尤も御物分を充たしても送状や手形がないのは抜荷であるので没収すべきこと。

附 便乗して乗せた荷物や諸人の頼物は付札があっても送状がない場合には没収することになっているが、若し送状を紛失しその旨申し出があれば、在番所へ申し越し通手形写と引き当てて、相違がなければ荷主に下されるべきこと。

一、地船破損之時乗頭役人之儀、御物引請罷在候付而中乗之筋ニ而無之候間、頭以下船頭水主、荷物之内御物同色之等者仮令通手形内ニ而候共、御物目成候迄者可為取揚事。

附 □壺入并故実之類者入實無構通手形引當荷主江被下候也。

(対訳)

1、地船破損の時に乗船している頭・役人について、御物を引き受けて乗船しており便乗して乗船している訳ではないので、頭以下船頭・水主は荷物の内で御物と同じ品は例え通手形の物であっても、御物の分を充たすまでは取り上げるべきこと。

附 □壺入や食糧の類は中実に構わず通手形と引き当てて荷主に下されるべきこと。

一、運漕船并地船於中途打荷仕候共、御物方御損二罷成間敷事。

附

一、運漕船致打荷候節者打改自然御物不足候得ハ目成迄者船頭水主荷物之内差替并船具故実壺之外可取揚候。乍其上不足候得ハ所之可為損候也。

一、地船之儀相改サセ御物不足候得ハ乗頭□船頭水主自物同色之品者仮令通手形内ニ而モ御物筈合候迄者可取揚之候。此上之不足者是又所之可為損候也。

一、中乗荷物付札有之送状一方無之候得ハ取揚之筈候得共、若送状致失却其段申出候ハ在番所江問合申越、通手形写引當無相違者荷主江可被下候也。

一、運漕船并地船致打荷候節、諸人頼物中乗荷物目前候間、送状付札慥ニ相附可差登候也。但内々相頼送状相付置候共抜荷物之筋候。荷主可為損候也。

一、行衛不相知船之儀者破損可為内前事。

一、運漕船上納其外諸物船頭納不足之物、其時分打揚高直ヲ以代銀取納可有之事。

一、同船上納方之儀不依何色濡欠者船頭承候事。附雖乗衆船可為内間候也。

一、諸間切諸島上納物積船其島浦々ニ而破損之時者、御物穀潛揚致テ拵而、在番頭ヨリ成行之御問合送状取添直ニ御当地江可積登、自然便宜無之翌年迄致格護廢ニ相成候砌者、二斗五升起ニ而五升起宛部下ケヲ以、翌年粟ニ繰替可積登候。尤潛揚テ拵候雜費者所役可申付旨、道光二十三卯四月被仰渡候事。附潛揚穀ヲ拵之砌島方役々検見ニ而嚴重取締可致候也。

(対訳)

1、運漕船や地船が途中に打荷しても、御物方（王府）の損失にしてはならないこと。

附

1、運漕船が打荷した時は、荷物を棄て、当然、御物不足となるのでそれを補充するまでは船頭・水主の荷物の内から差し替え、船具・食糧壺の他は取り上げるべきこと。それでも不足した場合はその地の損失たるべきこと。

1、地船の儀、検査を行い御物不足であれば、乗船している頭や船頭・水主は自分の荷物の内、同種の品物は例え通手形の荷物であっても御物の量を充たすまでは取り上げ

るべきこと。それでも不足の場合は是またその地の損失たるべきこと。

1、便乗荷物で付札があつて送状の一方がない場合は没収することになっているが、若しも送状を紛失しその旨の申し出があれば、在番所へ問い合わせ、通手形写と引き当てて、相違がなければ荷主に荷物を下されるべきこと。

1、運漕船や地船が打荷をした時は、諸人の頼物や便乗荷物は明らかであるから、送状や付札を確実に付けて差し登るべきこと。但し密かに頼んで送状を付けてあっても抜荷と同様であり、荷主の損失たるべきこと。

1、行方不明の船は破損船と同様の扱いとすべきこと。

1、運漕船の上納物・その他の諸物・船頭の納め不足の物は、その時の価格値を以て代銀で取り納めるべきこと。

1、運漕船の上納方の儀、如何なる品物でも濡れ物・不足分は船頭が責任をとる。附・役人衆の乗船する船といえども同様の扱いをすべきこと。

1、諸間切・諸島の上納物を積んだ船がその島の浦々で破損した時は、御物の穀物を潜り揚げて拵え、在番・頭より経過を記した問合書に送状を添えて直ちに王府へ積み登ること。自然、その便宜がなく翌年まで格護し廃棄することになった場合には、2斗5升起に5升起づつ部下げして、翌年、粟に繰り替えて積み登るべきこと。尤も潜り揚げて拵える雑費（費用）は役所に申し付ける旨、1843年（道光23年）4月に仰せ渡されている。附・潜り揚げた穀物を拵える場合には島方の役人は検見を行い、厳重に取締りを行うべきこと。

〔船方之事〕

一、於何方モ破損様之船有之候段注進申来候得ハ、与人目差之間壱人・筆者壱人、在番筆者・頭江相附罷越、諸無間違可相勤事。

（対訳）

1、何れの方に於いても破損の様子の船があるとの報告が来たら、与人と目差の内1人・筆者1人、在番筆者・頭に同伴して現場に赴き、諸事、間違なく勤務すべきこと。

一、諸馬艦修補入目料取立、在番頭印押船手役人ヨリ相届候得ハ、運賃米之内致差引其付届可致事。

（対訳）

1、諸馬艦船の補修経費の取立は、在番・頭の決裁を受け船手役人より届いたら、運賃米の内より差し引きしその報告を行うべきこと。

〔離島ヨリ諸上納物積渡之砌逢災殃ニ付届例之事〕

一、離々ヨリ諸上納物積渡候砌於中途逢災殃候節藏元江上納無之内者所之損可申付事。

(対訳)

1、諸離島から諸上納物を積み渡る際に途中で災難に逢った時、蔵元へ上納しない内はその離島地の損害となること。

④『富川親方宮古島仕上世座例帳』同治13年(1874年)

イ、〔上国役人の飯米〕

一、早船春立船四月朔日ヨリ十月中

一、仲立船五月朔日ヨリ十月中

右上国役人以下水主之者迄飯米、月之大小無構三拾日賦ヲ以壱人ニテ一日先搔五合宛、所遣ヨリ相渡積間可払出事。

附 通事佐事水主メ拾九人、海上上下日數四拾日分乗飯米壱人ニ付壱日ニ式合五勺宛可相渡候、尤当分者雇船二付可召留候也。

(対訳)

1、早船・春立船は4月1日から10月中(7か月分)

1、仲立船は5月1日から10月中(6か月分)

右の上国する役人以下の飯米、一月の大小(日数)に関わらず30日分を以て1人1日5合づつ所遣から積み払いすべき事。(1か月間の飯米・1人1斗5升)

附 通事・佐事・水主メ19人、航海・登り下り40日分の飯米を乗せ、1人1日2合5勺づつ支給すべきこと。尤も当分は雇船なので召し留めること。

口、〔仕上世方炉油之事〕

一、諸船仕出ニ付而夜仕事且大風且諸船夜中走出候砌炉油トシテ年中分量相考構之蔵筆者江申出、在番頭印紙ヲ以所遣座ヨリ請取置可相弁候。尤遣残有之候ハバ仕払書ニ則々在番頭印押跡役次渡可致事。

(対訳)

1、諸船出荷での夜仕事・大風・諸船が夜中現れた際の炉油として1年分の量を考えて蔵筆者に申し出、在番・頭の決裁を以て所遣座より受け取って置き使用すべきこと。尤も使い残りが出た場合には仕払書に在番・頭の押印をして後役に引き継ぎ渡すべきこと。

⑤『富川親方宮古島諸村公事帳』同治13年(1874年)

一、馬艦船待立火三月朔日ヨリ地船待立火九月朔日ヨリ着船之日迄、船々出入櫃ニ相記置日算以帳面ニ可払出事。

(対訳)

1、馬艦船の待立火は3月1日から着船の日まで、地船の待立火は9月1日から着船の日まで。船々の出入りを確実に記載し日算を以て帳面にまとめておくこと。

一、春立船仲立船御当地ヨリ帰帆之砌居合之諸役人蔵元相揃御左右拝伏候事。

(対訳)

1、春立船・仲立船が琉球から帰島した際は、居合わせの諸役人は蔵元に揃って全員拝伏して迎えること。

一、(池間前里村) 地船定加子交代之砌ハ船手役人上国役人船筑通事相合人体見調部之上可申付事。

(対訳)

1、(池間・前里村) 地船の定加子の交代の際には、船手座役人・上国役人・船筑・通事で話し合い人物を調べた上で申し付けるべきこと。

一、(池間前里村) 御当地離島之者漂着帰帆之節乗筋不案内ニテ案内者召附候節、蔵元ヨリ様次第両村ヨリ船功之者一人申付候事。

(対訳)

1、(池間・前里村) 琉球・離島の者が漂着して帰航する時、航路に不馴れで案内者を付ける際は、蔵元から状況次第で両村より船功の者(熟練の船夫)を一人付ける事。

一、池間浦并来間浦江諸船潮掛之砌蔵方ヨリ公用筋差遣又ハ無拠用事之方池間浦者浦海江來間浦ハ前浜江印部相立候ハバ早速漕寄、尤無用之者共見廻杯トテ往復仕候儀無益之失墜不宜候間堅ク召留候事。

附、公用之筋印部三ツ諸人用事ニ付テ之印部一つ可相立候、若諸人用事公用之筋相紛三ツノ印部相立候ハバ不締之儀候間無遠慮披露可申出候。

(対訳)

1、池間・来間の海に諸船が停泊し蔵元より公用で役人を派遣した時、又は止む得ない用事の場合、池間の海では狩俣村の海岸へ・来間の海では与那覇村の前浜に印札を立てる所以早速舟を漕ぎ寄ること。尤も無用な者共が見回りと称し舟を利用して往復することは無益で信用を落とし宜しくないので厳しく禁止すること。

附、公用の場合の印札3つ、諸人の用事の場合は印札1つ立てる事。もしも諸人の用事で公用と思わせ3つの印札を立てた場合には不締のことなので遠慮なく披露し報告すべきこと。

まとめ

以上、各史料を通して、造船手続、船舶の烙印（焼印）、船舶の制限・定数・帆数・積載高・乗組員数・造船規模規定・宮古の諸船積載高・諸船乗組員数・船舶の検査・科罰・宮古の諸船に関する規定等を見てきたが、これらの記録を基に宮古の諸船に関する規定等を簡単にまとめることにする。

- 1、官船を除く全ての船舶は山奉行所において支配し、造船に当たっては山林取締りのため『山奉行所公事帳』や『船舶取締帳』などで細かい規則や注意を加え、造船許可は山奉行の許可を得て木材の調達を行っていた。造船手続きはサバクリ決裁一検者・山奉行筆者決裁一山奉行の決裁・実地検査の順で造船が許可され、「那覇・泊の馬艦船や諸間切・諸離島の地船は6反帆以下とし」「造船許可がおりたら寸法帳表を作成させ」これを調査照合した上で、造船に着手させた。
- 2、船舶の烙印（焼印）については、上記の手続きを経て造船をした時には、山奉行以下諸役人は規定の寸尺を検査し、帆柱・櫓（ろ）・楫（かじ）から積足（船足・積量）まで烙印（焼印）を施し、これを損傷した船があった場合には改めて烙印を受けさせた。
- 3、諸船の焼印（船足=積載限度の印）を施す位置は、かんたん（船の中差渡し）の舳先外側の端、簡単の上端から下へ6寸目（約18cm）の箇所に施した。
- 4、船舶の定数は各諸島・各村に至るまでこれを定め、それ以外に造船するとを禁じた。又、諸間切・島・村において製造できる船舶は官船を除いて6反帆以下とした。帆数・積載高は、6反帆を100石とし、100石以下の船舶は1反帆につき20石下がりとした。更に乗組員の人数は1反帆につき1.7人づつとした。例えば5反帆馬艦船の積載高は $100\text{石} - 20 \times (6\text{反帆} - 5\text{反帆}) = 80\text{石}$ 、乗組員は $5\text{反帆} \times 1.7\text{人} = 8.5\text{人} = 8\text{人} \sim 9\text{人}$ となる。
- 官船として公用に充てられる6反帆以上の船舶は、100石から300石までは1反帆につき40石上がりとし、乗組員の人数は同様に1反帆につき1、7人づつとした。例えば12反帆馬艦船の積載高は $100\text{石} + 40 \times (12\text{反帆} - 6\text{反帆}) = 340\text{石}$ 、乗組員は $12\text{反帆} \times 1.7\text{人} = 20\text{人} = 20\text{人} \sim 21\text{人}$ の人数となる。
- 5、船舶を造船する場合は諸船とも規定の寸尺法があり、「カワラ=船底の長さ」「カンダン=船の中差渡し・横幅」の長さが定められていた。例えば、12反帆馬艦船はカワラ12尋・カンダン3尋4尺で「船の長さ18.2m・船幅5.8m」規模の運送船である。

6、宮古の諸船には、12反帆定納船（早船・春立船・仲立船・後立船）・10反帆多良間船（多良間往復の貢納船）・7反帆楷立船・5反帆水納船・4反帆船・クリ船などがあり、12反帆定納船は340石・10反帆多良間船は80石・7反帆楷立船は7石5斗・5反帆水納船は7石5斗・4反帆船は5石・クリ舟は1石の積載船であった。

7、宮古の諸船の乗組員・乗船人数は、春立船=乗組員22人・役人4人・同伴者9人=総勢35人、仲立船=乗組員22人・役人3人・同伴者5人=総勢30人、早船=乗組員22人・役人2人・同伴者4人=総勢28人で、10反帆多良間船=上国並び八重山航海の時は乗組員17人・役人未定、宮古島へ定納物運搬の時は乗組員15人・役人未定、7反帆楷立船=乗組員11人・役人未定、5反帆水納船=乗組員9人・役人未定、クリ舟=加子2人・挽舟の時は加子3人の乗船規定があった。

8、全ての船舶は、航行する際には積荷その他一切の検査を行い、これに津口手形を下付し、諸港に出入りする際には必ずこれを照合した。若しも津口手形を受けずに航行した者には相当の処分がなされた。

9、科罰としては「造船手続きに関する科罰」「烙印・津口手形・船舶の売買に関する科罰」などの規定があった。

10、その他、宮古の諸船に関する規定として、

- ①上納米は大和船・馬艦船が到着し次第荷物を積込み3月から4月迄に出航すること。
- ②御用布・御用物は春立船で4月中に積み登るべきこと。
- ③早船・春立船は4月中、仲立船は5月中に琉球へ到着すべきこと。
- ④大和船・春立船・仲立船・その他の船とも古米出荷をすべきこと。
- ⑤航海中の災難を避けるためにも出航時間を厳守させるべきこと。
- ⑥積荷については定法の船足焼印を越えてはならないこと。
- ⑦琉球より買い帰る役所用の品々は、予めその内訳を一冊の帳面に纏めて置くこと。
- ⑧春立船・仲立船・後立船・早船・重早船の内、後立船・重早船は1857年に廃止されたので、2隻で積んできた御用布・御用物は春立船・仲立船で積み登るべきこと。
- ⑨天気模様が悪くなった場合には、港規定に基づき船・船具の保護に入念すべきこと。
- ⑩難船・破船の場合には、夜中かがり火を焚いて、人命救助・荷物の潜り揚げなどを行うべきこと。
- ⑪地船の造船には差引勘定を行って経費を節減すべきこと。
- ⑫諸船の作業などは在番・担当の在番筆者・頭の指示に従い勤務すべきこと。

- ⑬馬艦船の船頭・水主共が飯米支給を願い出たら、在番・頭の決裁を以て支給し、穀物を積み込む際に運賃米と差し引きすべきこと。
- ⑭琉球船の漂着・御米漕船の破損などで飯米支給の願い出があった場合は、確かな理由があれば、1人に付き何合づつと計算して支給し、在番・頭の問合書を以て詳細に報告すること。そうすれば琉球に於いて宮古蔵へ返済するよう船頭共に申し付ける。
- ⑮上納物の送状は蔵筆者へ提出し、在番・頭の決裁を受けて予め清書して準備しておくこと。又、送状の写しは宰領役人に渡すべきこと。
- ⑯御米漕船の積荷送状は穀物を積み次第、在番・頭の決裁を以て船頭共へ渡すべき事。
- ⑰積荷については諸船頭から証文を3通づつ受け取り、1通は控え・2通は本紙とし、念のために在番・頭の添え書きを船頭共に渡し上国させるべきこと。
- ⑱楷船・諸馬艦船が積荷を終えたが順風が吹かず越年する時は、升目・斤目を確認し収納しておくこと。
- ⑲諸船とも御物を積込み滞船中に大風の前兆があった場合には、担当役人は港へ出張して諸船頭を呼び寄せ、積荷の3分の1又は半分程を取り降し、本帆柱を倒させて船の保護を申し渡すべきこと。大風の際にはいづれも揃って万事の保護方に努めること。穀物が濡れた場合には廃棄すべきかどうか熟慮すべきこと。人数不足で支障がでた場合には、諸座諸蔵役人・平良5か村の役人を動員し、いづれも立ち会って働くべきこと。穀物が濡れた場合、船頭の落ち度が原因である時は運賃米から補充させること。全て濡れた場合には届米を引き替えて渡すべきこと。別状ない時はその旨船頭共から証文を受け取ること。大風の時、役人らが指示に従わず災害がおきた場合には、御物を弁償させたうえ罪科を申し付けるべきこと。
- ⑳上納物を積んだ船で出航しない内に破損した場合は宮古島の損失となる。港を出航して破損した場合は王府の損失となる。いったん出航して元の港に戻り順風を待つ内に大風にあい破損した場合には、他所へ着船したのと同様に扱い王府の損失とする。
- ㉑運漕船が破損した時、届け分に不足が生じたら、船頭・水主共の荷物を引き替えて、船具・食量の他は御物（王府の物）とする。便乗荷物や依頼品は送状・付札が明確であれば船頭・水主共に引き渡すこと。送状・付札、いづれか一方が不確かな場合は御物を充たすまでは取り上げるべきこと。送状や手形のない物は抜荷として没収すべきこと。送状を紛失した旨申し出があれば在番所へ赴き通手形写しと照合し、相違がなければ荷主へ引き渡すこと。
- ㉒地船が破損した時、乗船している頭・役人も同様で、頭以下船頭・水主の荷物の内、御物と同じ品は御物の分を充たすまで取り上げて補充すべきこと。
- ㉓行方不明の船は破損船と同様の扱いとする。
- ㉔宮古の離島から諸上納物を宮古へ積み渡る途中災難に逢った場合、蔵元へ上納しない

- 内はその離島地の損害となること。
- ②破損船の様な船があるとの報告があった場合には、与人と目差の内1人・筆者1人、在番筆者・頭に同伴して現場に赴き、勤務すべきこと。
- ③早船・春立船は4月1日から10月中までの7か月分、仲立船は5月1日から10月中旬まで6か月分、役人以下水主に至るまでの飯米として（1日5合×30日=1か月間の飯米1人1斗5升）所遣から支出すべきこと。
- ④上納物の運搬のため宮古に向かう馬艦船等の待立火（スタティ・ビダディ=火立）は3月1日から船々が到着するまで、上納・公用を終えて宮古に向かう地船（早船・春立船・仲立船など）の待立火は9月1日（15日）から船々が到着するまで。池間村・狩俣村・平安名村で、毎夜、待立火を立火すること。
- ⑤地船（早船・春立船・仲立船）が帰島した際には、役人たちは蔵元に全員揃って拝伏し、帰島した船々・役人たちを迎えるべきこと。
- ⑥琉球・離島の者が漂着し帰還する際には、状況に応じて池間村・前里村から一人熟練の水先案内を付けること。
- ⑦池間島・来間島に渡る際には、公用の場合は印札3つ・私用の場合は印札1つ、池間島へは狩俣村の海岸・来間島へは与那覇村の前浜に印札を立てるので、早々に舟を漕ぎ寄せるべきこと。
など、種々の規定や取り決めが設けられていた。

参考文献

- ①『船舶改方規模帳』(1728年)
- ②『山奉行所公事帳』(1751年)
- ③『与世山親方宮古島規模帳』(1768年)
- ④『宮古蔵元公事帳』(1874年)
- ⑤『富川親方宮古島規模帳』(1874年)
- ⑥『富川親方宮古島諸村公事帳』(1874年)
- ⑦『富川親方宮古島仕上世公事帳』(1874年)
- ⑧『富川親方宮古島仕上世座例帳』(1874年)
- ⑨『船舶取締帳』(1884年)
- ⑩『琉球形船税』(1894年)